

「佐世保市子育て応援」ロゴマーク使用の手引き

1 目的

この手引きは、「佐世保市子育て応援」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定めたものとする。

2 ロゴマークの形状

- (1) 使用できるロゴマークは別図のとおりとする。
- (2) ロゴマークの一部分のみの使用、色や縦横比率の変更などデータの改変は認めない。

3 ロゴマークの権限

ロゴマークに関する一切の権限は、佐世保市に帰属する。

4 使用手続き等

- (1) ロゴマークの使用に関する手続きは不要とする。
- (2) ロゴマークの使用料は無料とする。

5 使用上の遵守事項

- (1) 次の各号に該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は使用できないこととする。
 - ア 販売する商品にロゴマークを使用する場合
 - イ 本市の子ども・子育て支援に関する取り組みの信用や品位、イメージを損なうおそれがある場合
 - ウ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - エ 特定の政治・思想・宗教活動に繋がるおそれのある場合
 - オ 特定の個人や団体のシンボルマーク及び商標または意匠とするなど、独占的に使用されるおそれのある場合
 - カ その他、市長が適切でないと認めた場合
- (2) ロゴマークの使用について前項に該当することが判明した場合は、市長は使用者に対してロゴマークの使用禁止に係る措置を行うことができる。

6 事故、苦情等の処理

ロゴマークの使用に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人が自らの責任のもとに適切な措置を行い、市長は一切の責任を負わないものとする。

附則

この手引きは、平成30年7月27日から施行する。

別図



佐世保市
子育て応援